

平成 27 年 8 月
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 132 号）が公布され、新たに 6 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：6 物質（別添 1 参照）

○公布日：平成 27 年 8 月 19 日（別添 2（官報）参照）

○施行日：平成 27 年 8 月 29 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

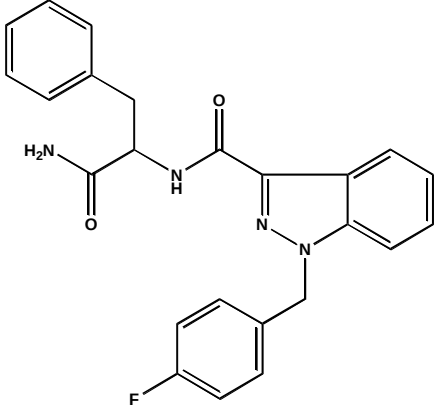
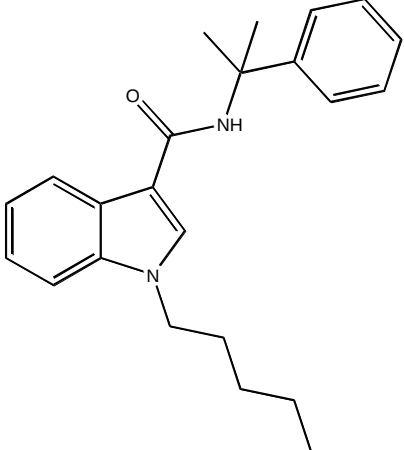
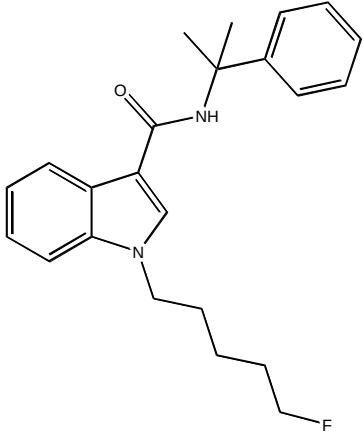
○注意事項

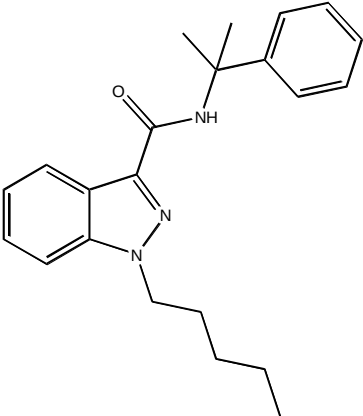
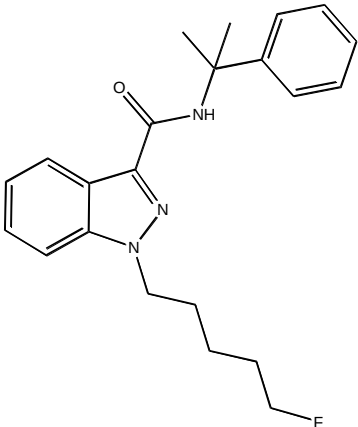
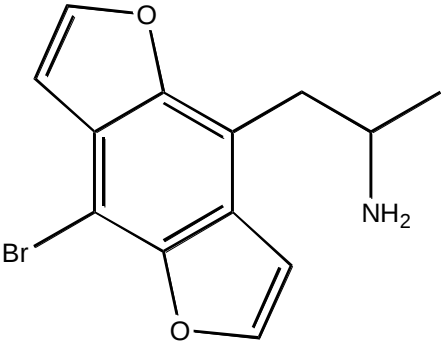
公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

指定物質一覧

1	<i>N</i>—(1—アミノ—1—オキソ—3—フェニルプロパン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル)—1<i>H</i>—インダゾール—3—カルボキサミド (通称:FU-PX-2) 
2	1—ペンチル—<i>N</i>—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1<i>H</i>—インドール—3—カルボキサミド (通称:CUMYL-PICA) 
3	1—(5—フルオロペンチル)—<i>N</i>—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1<i>H</i>—インドール—3—カルボキサミド (通称:CUMYL-5F-PICA) 

4	1—ペンチル—<i>N</i>—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1<i>H</i>—インダゾール—3—カルボキサミド (通称:CUMYL-PINACA) 
5	1—(5—フルオロペンチル)—<i>N</i>—(2—フェニルプロパン—2—イル)—1<i>H</i>—インダゾール—3—カルボキサミド (通称:CUMYL-5F-PINACA) 
6	1—(8—ブロモベンゾ[1, 2—<i>b</i>:4, 5—<i>b'</i>]ジフラン—4—イル)プロパン—2—アミン (通称:Bromo-DragonFLY) 



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一三二)

省 令

○厚生労働省令第百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二十号を第二百十六号とし、第百五十八号から第二百九号までを六号ずつ繰り下げ、第百五十七号を第百六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百六十二 ――ベンチル―N―(ニフェニルプロバン―ニール)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

百六十三 ――ベンチル―N―(ニフェニルプロバン―ニール)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百五十六号を第百六十号とし、第百四十七号から第百五十五号までを四号ずつ繰り下げ、第百四十六号を第百四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一 ――(ハ―プロモベンゾ「ニ・ニ・ニ・四・五」ジフラン―四―ニール)プロバン―ニ―アミン及びその塩類

第一条中第百四十五号を第百四十八号とし、第百四十四号を第百四十七号とし、第百四十三号を第百四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

百四十五 ――(五―フルオロベンチル)―N―(ニフェニルプロバン―ニール)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

百四十六 ――(五―フルオロベンチル)―N―(ニフェニルプロバン―ニール)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百四十二号を第百四十三号とし、第二十号から第百四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百十九号の次に次の一号を加える。

二十 N―(ニ―アミノ―ニ―オキソ―三―フェニルプロバン―ニール)―H―(四―フルオロベンジル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。